

# 【重要】日本学生支援機構奨学金「適格認定」の改定について

## ■日本学生支援機構における改正の要点

「①内容の明確化、②基準値の引き上げ、③実効性のある指導」の方針のもと、基準が改定。

### 《主な変更点》 「廃止」基準の明確化（≒厳格化）

表1 「廃止」の学業基準（日本学生支援機構 適格認定基準の細則より）

廃止
学業成績が次のいずれかに該当する者
・卒業延期が確定した者又は卒業延期の可能性が極めて高い者
・修得単位数が皆無の者又は極めて少ない者

## ■本学における対応（平成26年度末の認定より実施）

上表1に該当する者は「廃止」となることが明確化されたため、以下のとおり改定に準拠した認定を行います。

- ・進級不可（留年）となった場合には、「廃止」となります。
- ・最終学年進級時に卒業見込未認定の場合は、「廃止」となります。
- ・当該年度の修得単位数が皆無の場合には、「廃止」となります。

※休学により、卒業延期になる場合や修得単位数が皆無の場合は、「廃止」とはなりません。

※学業成績が廃止該当者と同じであっても、成績不振に陥った事由が本人の努力不足とはいえないものであることが認められる場合には、「廃止」ではなく「停止」の措置になることがあります。（詳細は12月の継続願の手続き時にお知らせする予定です。）

表2 「廃止」と「停止」の処置内容の違い

	廃止	停止
処置の内容	奨学金の交付が取り止められ、 <b>奨学生としての身分を喪失</b> します。	奨学金の交付が <b>停止</b> されます。（ <b>1年以内</b> で学校長が定める期間）
学業成績回復後に交付再開を希望する場合の手続き	新規申込み手続きが必要。 <b>「復活」は不可。</b>	「奨学生学修状況届」の提出が必要。 <b>「復活」は可能。</b>

担当：学生支援センター

095-819-2104